

# 規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第二十三号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表県民生活部の項中

スポーツ振興課

を

スポーツ振興課

に改め、同表環境部の項中「エコタウン課」

ラグビーワールドカップ大会課

を「エコタウン環境課」に改め、同表福祉部の項中

高齢者福祉  
地域包括ケ

福祉課

地域包括ケア課

に改め、同表産業労働部

産業課

の項中

産業支援課

を

産業支援  
先端産

支援課

に、就業支援課

を

就業  
シニア

就業課

支援課

に改める。

活躍推進課

第六条の二情報システム課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 放送法の施行（小規模施設特定有線一般放送に関する）に限る。に  
関すること。

第六条の二土地水政策課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条文書課の項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 行政不服審査法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第七条の二共助社会づくり課の項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 埼玉県特定非営利活動促進基金（会計管理課において所掌するものを除く。）に関すること。

第七条の二文化振興課の項第三号中「埼玉県文化振興基金条例の施行」を「埼玉県文化振興基金（会計管理課において所掌するものを除く。）」に改め、同条青少年課の項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、同条スポーツ振興課の項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第七条の二スポーツ振興課の項の次に次の一項を加える。  
ラグビーワールドカップ大会課

平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会の開催準備（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第七条の四環境政策課の項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同条温暖化対策課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条エコタウン課の項を次のように改める。

エコタウン環境課

一 埼玉エコタウンプロジェクトの推進に関すること。

二 エネルギーの有効利用に関すること。

第八条社会福祉課の項中第二十八号を第二十九号とし、第二十七号の次に次のように加える。

二十八 被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の施行に関すること。

第八条社会福祉課の項の次に次の一項を加える。

地域包括ケア課

- 一 地域包括ケアシステム構築の推進（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。
- 二 介護保険法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。
- 三 老人福祉法の施行（後見等に関することに限る。）に関すること。
- 四 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関すること。
- 五 地域包括ケア局長の庶務に関すること。
- 六 第八条地域包括ケア課の項を削り、同条障害者福祉推進課の項中第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。
- 七 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に関すること。
- 八 埼玉県手話言語条例の施行に関すること。
- 九 埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例の施行に関すること。
- 十 第八条こども安全課の項第五号中「子どもの権利擁護」を「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例の施行」に改める。
- 十一 第九条医療整備課の項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。
- 十二 七 地域包括ケアシステム構築の推進（在宅医療に関することに限る。）に関すること。
- 十三 第九条健康長寿課の項中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。
- 十四 八 埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例の施行に関すること。
- 十五 第九条疾病対策課の項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
- 十六 五 埼玉県がん対策推進条例の施行に関すること。
- 十七 第九条疾病対策課の項に次の一号を加える。
- 十八 十五 肝炎対策基本法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。
- 十九 第十条産業労働政策課の項中第十四号を第十五号とし、第三号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
- 二十 三 埼玉県中小企業振興基本条例の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第十条商業・サービス産業支援課の項中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 埼玉県商店街活性化条例の施行に関する事。

第十条産業支援課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号から第二十号までを三号ずつ繰り上げ、同項の次に次の一項を加える。

先端産業課

一 先端産業の育成に係る総合的企画及び調整に関する事。

二 産学連携に係る企画及び調整（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事。

三 科学技術に係る総合的企画及び調整並びに試験研究機関における研究活動の総合的推進に関する事。

第十条企業立地課の項第五号中「国際経済交流」を「海外ビジネス展開の支援」に改め、同条観光課の項中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 埼玉県観光づくり推進条例の施行に関する事。

第十条勤労者福祉課の項第一号中「及び労働関係調整法」を「、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号から第十一号までを削り、第十二号を第八号とし、第十三号を第九号とし、第十四号を第十号とし、第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十一号とし、同項に次の一号を加える。

十二 前各号のほか、労働者の福祉に関する事。

第十条就業支援課の項中第三号及び第四号を削り、第二号の次に次の一号を加える。

三 青少年の雇用の促進等に関する法律の施行に関する事。

第十条就業支援課の項中第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項の次に次の一項を加える。

シニア活躍推進課

一 高年齢者の就業支援及び活動支援（共助社会づくり課において所掌するものを除く。）に関する事。

二 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の施行に関する事。

三 地域振興センターとの連絡調整（高年齢者の就業支援及び活動支援に関する事に限る。）に関する事。

四 前各号のほか、高年齢者の活躍推進に関すること。

第十条ウーマノミクス課の項第一号中「就業環境」を「女性の就業環境」に改める。

第十一条農業政策課の項第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条農業ビジネス支援課の項に次の一号を加える。

二十一 都市農業基本法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第十一条生産振興課の項第十七号を第十八号とし、第五号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 農産物検査法の施行に関すること。

第十二条道路環境課の項第一号中「管理」を「維持管理」に改め、同項第五号中「及び橋りようの管理並びに交通安全施設等整備事業」を削り、「処分」の下に「道路街路課において所掌するものを除く。」を加える。

第十三条都市整備政策課の項第三号中「不服申し立て」を「不服申立て」に改め、同条建築安全課の項第十七号を第十八号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関すること。  
第十八条第三項第七号を削る。

第四十六条第一項中「消費生活の安定と向上を図るため」を「消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条第一項の規定により」に改める。

第六十七条第一項に次の一号を加える。

四十 農産物検査法に基づく事務に関すること。

第六十三条の十五に次の一号を加える。

十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定、報告の受理、措置命令等に関すること。

第八十六条中「、埼玉県産業技術総合センター北部研究所及び埼玉県農林総合研究センターの支所」を「及び埼玉県産業技術総合センター北部研究所」に改める。  
第八十七条の表埼玉県本人確認情報保護審議会の項中「第三十条の九第二項」を「第三十条の四十第二項」に改め、同表埼玉県職員健康審査会の項の次に次のように加える。

|            |                          |   |
|------------|--------------------------|---|
| 埼玉県行政不服審査会 | 行政不服審査法の定めるところにより、知事の諮問  | 課 |
|            | に応じ、審査請求に係る事件について調査審議する。 | 書 |

第百八十七条の表埼玉県情報公開審査会の項及び埼玉県個人情報保護審査会の項中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第百八十八条第一項の表スポーツ振興課の項を削り、同表危機管理課の項の次に次のように加える。

|              |              |   |
|--------------|--------------|---|
| 福祉部<br>保健医療部 | 地域包括ケア局<br>長 | 上司の命を受け、地域包括ケアシステム構築の推進及び高齢者の福祉に係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。 |
|--------------|--------------|---|

第百八十八条第一項の表産業支援課の項を削り、同条第三項の表本庁の項中「特別参与」を「企画参与」に、「知事室長」を「知事」に改め、同表企画総務課、福祉政策課及び保健医療政策課の項中「企画総務課」を「計画調整課」に改める。

第百九十二条第三項の表寄居林業事務所の項の次に次のように加える。

|               |       |  |
|---------------|-------|--|
| 埼玉県環境科学国際センター | 研究企画幹 | 上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、所長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。     |
| 埼玉県環境科学国際センター | 副研究所長 | 上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、研究所長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。 |

第百九十二条第三項の表埼玉県衛生研究所の項中「感染症室長」を「感染症検査室長」に改め、同表埼玉県産業技術総合センターの項中「技術・事業化交流支援室長」を「技術・事業化支援室長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、環境部エコタウン課に勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により、環境部エコタウン環境課に勤務を命ぜられたものとす。